

令和7年度第2回江東区医療的ケア児支援連携会議 議事録

1 開会

【工藤委員】 それでは定刻となりましたのでただいまより、令和7年度第2回江東区医療的ケア児支援連携会議を開会いたします。皆様には大変お忙しい中、本会議にご参加いただき、誠にありがとうございます。江東区障害者支援課長の工藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は区役所が防災服着用日となっておりますことから、防災服の職員がいますことをご了承ください。また本日の出席に関してなんですが、墨東特別支援学校校長の西岡委員が欠席のため代理で吉田副校長にご出席いただくという形にはなっておりますが、遅れられているという状況でございます。また中野委員、鈴木委員より欠席のご連絡をいただいております。その他委員も後程いらっしゃるかと思います。よろしくお願いいたします。

本日出席の委員につきましてはお配りしております席次表をご覧ください。

ここから着座にて失礼いたします。まず資料の確認をさせていただきます。本日は机上に配付しております資料1から5により説明させていただきます。資料は1資料1-1、1-2、1-3、資料4につきましては資料4-1、4-2と複数あるというような状況です。不足がございましたらお知らせください。不足が特になければ進めさせていただきます。

本日の会議の議事進行についてですが、これまで通り、障害福祉部長が務めさせていただきますことよろしいでしょうか。

【大塚会長】 はい。よろしくお願い申し上げます。

【工藤委員】 ありがとうございます。それでは議事進行は干泥部長にお願いすることにいたします。

【干泥委員】 はい、江東区障害福祉部長の干泥でございます。会長にただいまご了承いただきました。本日の議事進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 関係機関からの報告

(1) 障害福祉部の取り組みについて

【干泥委員】 ここからは着座にて失礼いたします。それでは早速お手元の次第に沿って進めていきたいと存じます。次第の2ですね。各関係機関からの報告。そのうち障害福祉部の取り組みについて、説明をお願いいたします。

【工藤委員】 それでは資料1-1、障害福祉部の取り組みをご覧ください。こちらまず1点目、項番1冠婚葬祭等の緊急時における一時預かりの拡充ということで、詳細はプレスでも発表しております資料を1-2、としてつけさせていただきます。そちらをご参照いただきながら、説明させていただければと思います。資料1-1に沿ってご説明させていただきます。(1)の概要です。重症心身障害児を対

象とする障害児通所施設、こちらは児発だったり放デイになりますが、こちらへの委託を行うことで、家族が疾病や冠婚葬祭等の理由で一時的に介護が困難となった場合に、その施設の開所時間外に、医療的ケア児のお子様をお預かりし、必要なケアや排泄等の介助を行って参ります。また施設に対しましては、受け入れにあたり必要な備品等の購入費用の補助を行う予定となっております。

(2)の対象です。医療的ケア児で通所受給者証を保有する、障害児通所支援施設の利用者の方を対象としております。

(3)の利用時間ですが、1人当たり年間24時間を上限としております。こちらはあくまで緊急時における一時預かりという位置付けでございまして、この時間とさせていただきます。また所得に応じた自己負担というものを求める形となっております。開始時期につきましては令和8年10月を予定しております。

続きまして2在宅レスパイト支援事業の利用者負担額の無償化でございます。こちら(1)の概要にございますが、在宅レスパイト支援事業を利用する際の利用者負担額につきましては、所得にかかわらず無償化することで医療的ケアあるお子様を育てるご家族の経済的負担の軽減を図って参りたいと考えております。利用時間につきましては、今年度、年度の途中で144時間から288時間に拡充しているところでございまして、次年度も288時間での実施を予定しております。開始時期は令和8年の4月から無償化については始めたいと考えております。

3その他の取り組みでございます。資料1-3をご覧ください。まず、掲載事業の見方についてご説明いたします。枠で囲われた事業が障害福祉に関する事業となりまして、事業名称の横に付されている黒い星印につきましては、令和8年度当初予算で、新規に実施する取り組みを示しております。丸印につきましては既存事業を拡充する取り組みを示しております、これらの記号により事業の性質を、直感的に確認できるように整理しているところでございます。いくつか抜粋してご説明いたします。

上から3番目に記載の障害者計画進行管理事業についてですが、今年度実施した実態調査に基づきまして、第8期障害福祉計画、及び第4期障害児福祉計画の策定に係る委託費、及び区民説明会の会場費等を計上しております。

続いてから上から4番目に記載の障害者意思疎通支援事業についてです。本事業では視覚障害者、聴覚障害者、失語症者など意思疎通に支援を必要とする方々を対象に、代筆、代読支援、失語症者向け支援者の派遣などを実施し、生活支援と社会参加の促進を図っております。さらに令和8年度から、手話通訳オペレーターを介して、区役所へ問い合わせができる手話リンクを区ホームページ上に、新たに設置し利用者の利便性向上を図ります。

続いて、上から7番目に記載の手話通訳者養成事業についてです。こちらにつきましては初心者向け手話講習会のコースを通年の入門コースと基礎コースに分けまして、開催回数を増やし、よりきめ細かい内容といたします。

最後に下から4番目に記載の障害福祉サービス従事者確保支援事業では、若年層

の人材確保と定着を促進するため、採用時34歳以下の職員を対象に勤続6年目まで家賃の一部を補助する制度を新たに導入いたします。説明は以上となります。

【干泥委員】 はい、障害福祉部の取り組みについてということでの説明でございました。

【大塚会長】 よろしいでしょうか。はい、2点ほどお願いいたします。

まず1点目です。緊急時における一時預かりについて、10月開始予定ということのようですが、具体的にはどのようなスケジュールを想定されているということでしょうか。

2点目、在宅レスパイトについて前回の会議でも288時間に上限を引き上げたという報告をいただきましたけれども、実際に拡充前の時間数を超えて利用されている方がおるのか。また、全体的に見て利用実績はいかなものかということについて教え願えれば。以上です。

【工藤委員】 ご質問ありがとうございます。まず1点目緊急時の一時預かりの実施に関するスケジュールについてでございます。こちらあくまで現時点での想定という形にはなりますが、まずは具体的な制度設計が必要になると考えております。すでに検討を進めているところではございますが、4月以降、まず事業者様へヒアリングを行いながら、7月頃には運用方法を確定したいと考えております。運用方法を確定した上で、事業所様への周知や、契約の手続き、その後に対象となるご家族様への周知の上、申請の受け付けを行う必要があるかと考えております。そこまでの準備期間を踏まえまして、事業自体の開始時期は10月ごろを想定しております。

お尋ねの2点目、在宅レスパイトの利用状況についてでございますが、拡充前の上限時間である144時間、こちらを超えて利用されている方につきましては、1月末時点で2名いらっしゃいます。全体を見ましても今年度の1月末時点での実績ですでに昨年度全体の実績を超える利用時間数となっておりまして、拡充に伴いこれまで以上に保護者の皆様への支援に繋がっているものと認識しております。また、この点につきましては実際に看護師を派遣してくださる訪問看護ステーション様のご協力があるからこそ成り立っているものでございます。この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。引き続きご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【干泥委員】 はい。今の質問を含めて何か確認等、他にございますか。よろしいですか。とりあえず進めさせていただきたいと思います。また後程、最後にまとめてということで、そういう機会を設けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それではこの議題はひとまず終了とさせていただきます。

(2) 保育所等における医療的ケア児の受入れ状況と令和8年度予算(案)について

【干泥委員】 続きまして(2)保育所等における医療的ケア児の受け入れ状況と、令和8年度予算案について説明をお願いいたします。では、豊島係長ですかね、お願いします。

【豊島係長】 保育支援課特別支援保育担当の豊島と申します。日頃より、関係機関の皆様には、事業へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日は、保育支援課長の神山が別の公務のため遅れておりますので、私の方から保育所における医療的ケア児の受け入れ状況及び令和8年度予算案についてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。まず、医療的ケア児の受け入れ状況についてです。11月に開催されました第1回会議でも今年度のお預かり状況をご報告しておりますが、令和7年度は11名の医療的ケア児をお預かりしておりました。この3月に2名が小学校へ就学となるため、来年度も継続してお預かりする児童は9名となります。そして、令和8年度につきましては、継続の9名に加え、新規で6名が入所予定となっております。そのため、4月からは合計15名の医療的ケア児をお預かりする見込みでございます。

続きまして、令和8年度の予算についてとなります。今年度に引き続き以下のような内容で予算を計上しております。

人員体制の構築として、看護師配置に関する補助、保育補助者の配置に関する補助、研修受講等に係る経費の補助、そして受入れ環境の整備として、改修、設備整備に関する経費補助。備品整備に関する経費補助。災害対策備品に関する経費補助、ICT機器の導入に関する経費補助。

加えて令和8年度から新たに医療的ケア児に係る保険料の補助を開始いたします。知識、ノウハウの向上のサポートとして、保育士や看護師を対象にした講習の開催も予定しております。江東区医師会の大家医師のご協力のもと、医師による巡回訪問を、年2回実施を予定しております。また、医療的ケア児が契約している訪問看護ステーションのご協力をいただき、訪問看護師による訪問も年2回予定しております。

現在も4月以降の医療的ケア児の入所に関するご相談をいただいているところでございます。今後も医療的ケア児の受け入れ促進、受け入れ可能な園の拡充、そして受け入れてくださる保育所へのサポートについて、皆様のお力添えをいただきながら取り組んで参りたいと考えております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上となります。

【干泥委員】 はい、説明ありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見、ご質問、確認などございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【野口委員】 すいません、野口と申します。成人や医療的ケア児を学校だったりで見ているんですけど、保育所ならではの、この2年ご苦労されて、こういう点に

困ったみたいなところを伺えれば。成人や就学児童との違いみたいなところが、今後広がっていくところで何か伺えればと思います。

【豊島係長】 今現在、お預かりしているお子様たちについては、日中のケアがあるお子さんと日中にはケアのないお子さんもいらっしゃいます。日中のケアのあるお子さんに関しましては看護師が対応しているところがございますけれども、なかなかやはり看護師配置ってところが各園の課題となっているところがございます。1つ大きくあるかなと思っております。お子様のお預かりに関しては各園が、安心安全を基本として、丁寧な保育の方と、あと医療的ケアをしてくださっているのです、工夫の上で今安全にお預かりできているところになりますでしょうか。

【野口委員】 ありがとうございます。

【干泥委員】 他にございますか。ないようですのでとりあえずは進めるとさせていただきますと思います。

（３）江東区教育委員会における医療的ケア児への支援状況等について

【干泥委員】 続きまして（３）になります。江東区教育委員会における医療的ケア児への支援状況等についてのご報告お願いいたします。

【木内委員】 教育支援課の木内です日頃より大変お世話になり、ありがとうございます。私からは教育委員会事務局における医療的ケア児の支援状況などについてご説明させていただきます。

まず、一番、教育委員会事務局での取り組み状況についてです。今年度につきましては就学相談の申し込みと並行して必要に応じて、園などに事前訪問し、実態把握を行いました。また東京都主催の連絡会や、研修へ参加し、情報収集や他自治体との連携強化、知識の習得を図りました。その他にも対象児童、生徒のケース会議への参加や、ガイドラインをよりよいものとするための課題整理と見直しの検討も行いました。そして、医療的ケア児など、在籍校への巡回訪問を実施するために、医師会様のご協力をいただき、次年度から実施に向けて準備を進めているところです。学校医部部長の白田医師をはじめ、医師会様にはご協力を賜り感謝申し上げます。

次に２番をご覧ください。区立学校における医療的ケア児の現状及び取り組み状況についてです。令和７年は２１名が対象となっております。そのうち４名については、定期的な看護師による処置や見守りをされておりました。そのうち３名につきましては、年度末には自立できる予定になっております。次年度は、新たに２名を加えた３名のお子様について、看護師による支援を実施予定といたしております。なお、それ以外のお子様につきましても、不定期ではありますがすべての学校を巡回しながら子供たちの様子に応じて、学校と連携しながら対応しております。

次に３番、江東区きつずクラブにおける医療的ケア児の状況についてです。令和７年度は２名が対象となっております。次年度も、この２名の児童を受け入れ看護

師委託による対応を実施予定です。

裏面に参ります。4番、区立幼稚園における医療的ケア児の状況についてです。令和7年度につきましては、入園希望者はおりませんでした。

最後に5番です。教育委員会事務局における課題対応についてです。教育委員会事務局による課題対応としましては、事例データの、蓄積に基づく検討を図ってさらに支援体制の強化につなげて参ります。また、令和8年度以降の医療的ケア児の状況をきめ細やかに把握して参ります。説明は以上です。

【干泥委員】 はい、教育委員会の取り組みについてということで木内委員から、ご説明いただいたところでございます。ただいまの報告につきまして何かご意見、ご質問、ご確認ございますでしょうか。ございましたら挙手をお願いします。はい。

【戸谷委員】 はい。教えていただきたいのが希望されたが、マッチングが合わないで、やっぱりお断りをした事例があるか教えていただけるとありがたいと思います。キャパシティがあると思うので、実際にあったかお聞きします。

【木内委員】 はい、医療的ケア等なのでいろいろなお子さんがいるんですけど、基本的には本区の小中学校で学びたいというお子様にとっての環境を整えるということに努めて参りました。ですのでそういった形で江東区ではできませんよっていうふうにお断りしたケースは1つもないと担当としては考えております。また、そういった苦情も、今現在ないので、もし逆にそういうお声があったら遠慮なく教育支援課のほうに相談していただければというふうに思いますので、こちらとしては、すべての子供が輝けるようにという体制作りに努めて参ります。

【戸谷委員】 そうですね。多分個々のケースで、いろいろあるかなと思います。なかなか難しいケースも今後は、増えてくることが予想されます。ご尽力いただけると助かります。

【木内委員】 ありがとうございます。

【干泥委員】 他にございますか。よろしいでしょうか。

(4) 医療的ケアが必要なお子さんと家族の交流会 開催報告

【干泥委員】 それでは次に進んで参ります。次(4)になります医療的ケアが必要なお子さんと家族の交流会について、説明をお願いします。

【工藤委員】 資料4-1をご覧ください。医療的ケアが必要なお子さんと家族の交流会の開催報告となります。まず日時ですが、令和8年1月25日の日曜日に午後1時から3時10分という形でやらせていただいております。会場は都立墨東特別支援学校の体育館及び教室を使わせていただいております。周知方法は記載の通りではございますが区報、ホームページなどでの掲載、あるいは障害者支援課のほうで把握している医療的ケア児宛ての直接の郵送、その他通所事業所などからも周知をお願いしていたところでした。実施体制につきましては当日、運営を委託しておりますホープウェル株式会社様とその協力という形で、多くの訪問看護ステーション、4事業所、8名の訪問看護ステーションの方々であつたりとか、医療的ケア児

等コーディネーターの方5名にご協力をいただいて開催をしています。

5番の参加状況ですが、表の中の括弧書きが申し込みの状況になりまして、括弧の外の数字が実際の参加の状況になります。申込者数が26名で参加者数が、14名であったというところです。内訳は表に記載の通りでして、今回家族の交流会につきましてはオンラインでの参加も可といたしました。そちらの方も、募集したところで応募はあったんですが、1組当日欠席という形になっております。

実施の中身につきましては、資料4-2にございまして、プログラムに記載がある通りですね、13時10分から人形劇を鑑賞していただいています。こちらは前回実施した交流会の中でのアンケートを参考に人形劇を鑑賞したいというご意見がありましたので、そちらを踏まえて開催したものでございます。また、14時からところで保護者は別室にてということで、腰痛予防の講話というものも行っております。下段のところには、運営のご協力いただいた方々の事業所だったりコーディネーターの方のお名前などを記載させていただいております。交流会の報告については以上となります。

【干泥委員】 はい。ただいまの報告について何か。会長よろしいでしょうか。

【大塚会長】 来年度の交流会についてなんですが、開催される回数とかそういうのがある程度決まっているものがあったら、お教え願えないでしょうか。

【工藤委員】 御質問ありがとうございます。

開催回数につきましては、来年度も2回を予定しているところです。時期につきましては今後詰めていく必要がございますが、保護者の皆様からも様々なご意見いただけてるところでして、天候ですとか、あとは感染症の流行などで参加が難しくなった、今回もそのような意見もあるかなと思うんですが、そのような状況も把握しておりますので、お子さまがなるべく安定して過ごせる時期に行いたいと考えております。

開催内容につきましても、参加者の方々から頂いたご意見を参考にしながら、引き続き株式会社ホープウェル様や特別支援学校様にもご協力をいただきながら、参加される皆様にとって有意義な時間となるような会が運営できるように検討して参りたいと考えております。以上でございます。

【干泥委員】 他にございますか。よろしいですか。

3 その他

(1) 令和8年度東京都予算概要

【干泥委員】 はい。それでは次に進んで参りたいと思います。それでは、その他になります。令和8年度東京都予算概要についての説明をお願いいたします。

【工藤委員】 資料5をご覧ください。東京都の予算概要になります。こちら東京都の事業でございますので私から抜粋してご説明をさせていただければと思います。まず、(1)在宅レスパイト就労支援事業です。こちらの事業を利用して本区でも時間数の拡充などを行っており、レスパイト事業を進めているところになります。

あと(5)、(6)においてはですね、あと(7)もですね、障害児者のショートステイ、こちらなかなか利用ができないというお声もありまして、そういったショートステイ事業についての予算が計上されているところでございます。

また(8)、(9)においては看護師の確保であったりとか、看護師の採用の支援、特に重症心身障害児施設におけるというふうになっておりますが、そういった事業を東京都の方で予定しているというところです。なお、これらの事業につきまして、より詳細にお知りになりたいという事業がございましたら、この後でも構いませんので、事務局にご連絡をいただければ次年度の第1回の本会議で毎回、東京都の医療的ケア児センター様に来ていただいて、事業の説明をしていただいておりますので、詳細に説明していただくようお願いいたしますので、お申し付けいただければと思います。概要については以上になります。

【干泥委員】 はい、ただいま東京都の予算概要ということで説明をいたしたところでございます。何かご意見、確認、質問ございますでしょうか。

今、説明の中にありましたように、これ聞きたいなっていうことがございましたら事務局の方にご連絡をいただければとということでございますのでよろしくお願いいたします。それでは全体的に議題の方は終了になります。

議題は以上なんですけれどもこの場で共有したい内容とかですね全体に関わるところでの質問、確認、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい。では、どうぞ。

【戸谷委員】 実数を把握し、今後の見通しを立てられるようになったことは、非常に意義が大きいと考えます。

今後、医療的ケア児に関する相談や支援ニーズは、さらに増えていくと思われます。医療的ケア児の養育には、レスパイト支援だけでなく、育児の困難さや家族関係、子どもを受け入れるまでの心理的な葛藤など、複合的な課題が伴います。家族の支援力が十分でない場合や、養育環境が不安定な場合には、より丁寧な支援が必要です。

これまで、重い医療的ケアを必要とする子どもへの支援は、主として生命維持や医療面に重点が置かれてきました。しかし今後は、家族が抱える養育上の困難にも目を向け、早期から継続的に支援する体制が求められます。

そのためには、保健師、こども家庭支援センター、医療機関などが連携し、家族に伴走する仕組みを整える必要があります。特に江東区にはNICU退院後の子どもが多く生活していると考えられ、地域における支援体制の充実、が重要です。

一方で、保健師だけでは人員や専門性の面で対応が難しい場合もあります。支援が必要な家庭を把握した際には、保健師、こども家庭支援センター、医療機関等が速やかに連携し、区として継続的に支援できる体制を整えていただきたいと思います。現在は該当するケースが多くない可能性もありますが、今後は増加が見込まれますので、あらかじめ連携の方法や役割分担を検討していただくようお願いします。

【工藤委員】 はい。ご意見ありがとうございます。

今、戸谷委員がおっしゃった通り障害のあるお子様を育てるご家庭が課題を抱えている場合というのは往々にしてございます。そうした場合に、まず我々として障害福祉部としてできることとしては、例えば保護者様に障害があり支援が必要な場合には障害福祉サービス、例えば居宅介護という形で家事の援助をするような形でサポートといったことでの支援をしております。それに加えて今委員がおっしゃっていただいた通り、関係課とも連携をとっているところです。例えば、保健師さんのところに情報が入りまして、我々の部門とともにそのご自宅に行って、ご家庭が抱える課題であったりとかっていうのを聞いて、その解決に向けて一緒に力を合わせてやっていく。それはこども家庭支援センターであっても、或いは養育支援の部門であっても、時には高齢部門であっても、いろいろな部署と連携しながら、ご家族の課題が解決できるように引き続き努めて参りたい、そのように考えております。以上です。

【戸谷委員】 どうもありがとうございます。

【干泥委員】 はい、田村委員どうぞ。

【田村委員】 はい、こども発達センターの事業委託を受けております法人の田村ですが、今のお話の続きなのですが、冠婚葬祭時の緊急一時預かりなどの事業で、最初の概要の一番に重症心身障害児を対象とするとありますが、医療的ケアを持たないけれども、重心のお子さんっていらっしゃるんですね。それでこの対象というところには、医療的ケア児で通所受給者証を有すると、2つの要素が書かれております。

まず、医療的ケアは持たない重心の方が、どう対象になっていくのか。それから、もう1つ、通所受給者証を持たない医療的ケア児はどうなるのかというところを教えてくださいませんか。

【工藤委員】 ご質問ありがとうございます。まず、1点目の医ケアのない重心のお子様に対して対象になるかにつきましては、こちらなかなか看護師が配置されていないことで、お預かりができないっていう事例を多く聞いておりまして、今回は普段通っている通所施設などであれば、看護師さんもいらっしゃるということで、医ケアのあるお子様を対象というふうに現時点では考えているところでございます。この先お話などいろいろ事業者様からも伺った際に、どういったところまで拡

充できるかというのはあるかと思いますが、現時点で想定しているのは、医療的ケア児を対象にした事業という想定でございます。

2点目の受給者証を持っている方ということについてですが、今の時点では原則として普段通り慣れているところで、その施設の時間外にお預かりいただく、要はよく知っている子を預かるという形がまずは一番安定的にお預かりができるかなというふうに認識しておりまして、そういった趣旨から受給者証ある方というのを対象にしております。ただ、こちらにつきましても例えばお医者様の指示書などがあれば預かれるよっという事業所様があって、それが可能であると判断できるのであれば、普段通ってないところでもお預かりっという形も可能性としてあるのかなと思っておりますので、そこも含めてなるべく多くの方がご利用いただけるように努めて参りたいと考えております。以上です。

【干泥委員】 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

【戸谷委員】 重症心身障害児に関する福祉サービスは、原則として障害者手帳等を根拠に利用する仕組みとなっています。しかし、医療的ケア児の中には、重度の内部障害や常時見守りを必要とする状態でありながら、該当する手帳を所持していない子どももいます。

たとえば、気管切開があり、医療機器を常時使用している子どもや、急変時の危険が高く、家族が継続的に見守らなければならない子どもです。このような場合、実際には重症心身障害児と同程度の支援が必要であっても、手帳の有無によって既存の支援制度を利用できないことがあります。

医療的ケアを継続するために在宅療育支援が不可欠なケースについては、手帳の有無だけで判断するのではなく、医療的ケアの程度、療養中断のリスク、見守りの必要性、発達上の課題、家庭環境などを総合的に評価し、柔軟に支援対象とする必要があります。

意見書や医師の診断書等に基づき、必要性が認められる場合には、重症心身障害児に準じた支援を利用できる仕組みを検討していただきたいと思います。江東区としても、医療的ケア児が制度の狭間に置かれることのないよう、柔軟な運用にご協力いただければと思います。

【工藤委員】 はい。ご意見ありがとうございます。この事業についてはこれからいろいろ詳細に設定していかなくてはいけない部分もございます。今先生おっしゃっていただいた部分も含めて、手帳の有無に限らずという部分もあるかと思えます。お医者様の意見書なども踏まえてですね、極力柔軟に幅広く、お預かりができるようにご活用いただけるようにしていきたいとそうように考えております。

【戸谷委員】 本当にどうもありがとうございます。よろしくお願いします。

【小川委員】 はい。歯科医師会から参っております小川と申します。特にお口の中の機能の面での関わりをしておりますが、結構保育園に行っている医ケアで、そちらでどのように食べさせたらいいのかっということのご質問を保護者を通じて伺うことがあります。そのときに、児童発達支援のところで、うちとはまた違いま

すので実際に伺って見る場合がございますが、歯科医師が行くってということに関しては、これは全く制度がありませんので、この医師訪問看護師による巡回事業の中に、歯科医師も入れていただけたらいいなと思います。

【神山委員】 保育支援課長でございます。ご意見いただきましてありがとうございます。先生の歯科医師の講演会なども聞かせていただいたことがあって大変勉強になりました。

やはり医療的ケア児のお子さんで、口の中のケアをどうしたらいいかっていうところは、おそらく保育園の中でも、あまり専門知識、経験を持っている者もないので、そういったケアをどうしていくかっていうのが今後課題として、顕在化していくのであれば、今あったご意見などもですね参考にさせていただきながら、我々事業構築をしていきたいなというふうに考えておりますので、まずはご意見としてこちらで受け取らせていただいて、今後検討させていただこうというふうに思っております。以上です。

【干泥委員】 はい。他にございますか。よろしいですか。大丈夫ですか。はい。それでは、とりあえず出尽くしたということでございまして、本日の江東区医療的ケア児支援連携会議を閉会いたしたいと思っておりますけれども、会長よろしいでしょうか。

【大塚会長】 はい。どうも皆様ありがとうございました。

【干泥委員】 それでは以上で会議を閉会とさせていただきます。皆様、本日はご協力ありがとうございました。